

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第65号

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則

森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 この規則において「環境林整備事業」とは、 <u>広葉樹林化等整備</u> 、被害森林整備及び保全松林緊急保護整備をいう。	3 この規則において「環境林整備事業」とは、 <u>公的森林整備</u> 、被害森林整備及び保全松林緊急保護整備をいう。
4 この規則において「 <u>広葉樹林化等整備</u> 」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。	4 この規則において「 <u>公的森林整備</u> 」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝葉の除去又は更新伐（ <u>第8号</u> に掲げる更新伐をいう。）と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。	(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝葉の除去又は <u>間伐</u> （ <u>第8号</u> に掲げる間伐をいう。）若しくは <u>更新伐</u> （ <u>第9号</u> に掲げる更新伐をいう。）と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。
(7) 除伐等 別に定める <u>林齢</u> の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の <u>淘汰</u> をいう。	(7) 除伐等 別に定める <u>要件を満たす森林</u> において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の <u>淘汰</u> をいう。
(8) [略]	(8) <u>間伐 適正な密度管理等を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰</u> をいう。
(9) [略]	(9) [略]
(10) [略]	(10) [略]
5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。	5 この規則において「被害森林整備」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(7) 除伐等 別に定める <u>林齢</u> の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の <u>淘汰</u> をいう。	(7) 除伐等 別に定める <u>要件を満たす森林</u> において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の <u>淘汰</u> をいう。
(8) [略]	(8) [略]
(9) <u>被害木・林内堆積物除去等 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の影響による森林の被害木及び漂着等による林内堆積物の除去及び処理等をいい、別に定めるところにより実施する事業</u> をいう。	(9) [略]
(10) [略]	(10) [略]
(11) [略]	(11) [略]

6 この規則において「保全松林緊急保護整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 松林保護樹林帯造成 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第7項に規定する樹種転換を目的に行う次に掲げる施業をいう。

ア～オ [略]

カ 除伐等 別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

キ～ケ [略]

7 [略]

8 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に掲げる森林整備法人をいう。）、一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人のうち、造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものをいう。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）（以下「市町村等」と総称する。）、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの（以下「森林所有者の団体」という。）、森林法第11条第5項の森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。）において特定間伐等の実施主体に

6 この規則において「保全松林緊急保護整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 松林保護樹林帯造成 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第7項に規定する樹種転換を目的に行う次に掲げる施業をいう。

ア～オ [略]

カ 除伐等 別に定める要件を満たす森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

キ～ケ [略]

7 [略]

8 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に掲げる森林整備法人をいう。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの（以下「森林所有者の団体」という。）、森林法第11条第5項の森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。）において特定間

位置づけられた者及び森林法第10条の11の4第1項（同法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）

(2) 環境林整備事業のうち広葉樹林化等整備 市町村等（森林所有者を除く。）（事業主体が自ら所有する森林において実施する場合を除き、市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）

(3) 環境林整備事業のうち被害森林整備 市町村等（森林所有者を除く。）及び森林経営計画策定者（別に定める要件に該当する者に限る。）（事業主体が自ら所有する森林において実施する場合（市町村が被害木・林内堆積物除去等を実施する場合を除く。）を除き、市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結した場合（被害木・林内堆積物除去等にあつては、森林所有者との事業の実施に係る協定の締結に代えて当該森林所有者の同意を得た場合を含む。）に限る。）

(4) 環境林整備事業のうち保全松林緊急保護整備 市町村等（特定非営利活動法人等を除く。）、森林所有者の団体及び森林経営計画策定者（別に定める要件に該当する者に限る。）

（補助金の交付の対象及び補助率等）

第3条 [略]

2 補助率は、森林環境保全直接支援事業及び環境林整備事業（広葉樹林化等整備及び被害森林整備に限る。）にあつては100分の40、環境林整備事業のうち保全松林緊急保護整備にあつては100分の70（衛生伐にあつては100分の75）とし、補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を乗じて得た額を下らない額とする。

（補助金の交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1)・(2) [略]

(3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度

伐等の実施主体に位置づけられた者及び森林法第10条の11の4第1項（同法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）

(2) 環境林整備事業のうち公的森林整備 市町村（自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であつて森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したとき又は寄附、分収契約解除等により公有化した森林であつて別に定めるものにおいて実施する場合に限る。）並びに森林組合等、森林整備法人等及び特定非営利活動法人等（自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であつて市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。）

(3) 環境林整備事業のうち被害森林整備 市町村（自ら所有する森林において実施する場合又は自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であつて森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。）並びに森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等及び別に定める要件を満たす森林経営計画策定者（自ら所有する森林以外の森林において実施する場合であつて市町村及び森林所有者と事業の実施に係る協定を締結したときに限る。）

(4) 環境林整備事業のうち保全松林緊急保護整備 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び別に定める要件を満たす森林経営計画策定者

（補助金の交付の対象及び補助率等）

第3条 [略]

2 補助率は、森林環境保全直接支援事業及び環境林整備事業（公的森林整備及び被害森林整備に限る。）にあつては100分の40（市町村又は森林整備法人等が行う公的森林整備にあつては、100分の50）、環境林整備事業のうち保全松林緊急保護整備にあつては100分の70（衛生伐にあつては、100分の75）とし、補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を乗じて得た額を下らない額とする。

（補助金の交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1)・(2) [略]

(3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度

から起算して5年以内（環境林整備事業のうち広葉樹林化等整備及び被害森林整備にあつては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ当該補助事業の施行地を所管する局長にその旨届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(4)～(6) [略]

(7) 第2条第2項第9号イ、第4項第8号イ、第5項第8号イ若しくは第6項第2号キ(イ)の更新伐を実施した場合にあつては当該更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循環施業に係る協定又は事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、第2条第2項第9号ウ、第4項第8号ウ、第5項第8号ウ若しくは第6項第2号キ(ウ)の更新伐を実施した場合にあつては当該更新伐を実施した年度から起算して5年以内に当該更新伐を実施した区域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

2・3 [略]

から起算して5年以内（環境林整備事業のうち公的森林整備及び被害森林整備にあつては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ当該補助事業の施行地を所管する局長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(4)～(6) [略]

(7) 第2条第2項第9号イ、第4項第9号イ、第5項第8号イ若しくは第6項第2号キ(イ)の更新伐を実施した場合にあつては当該更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循環施業に係る協定又は事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、第2条第2項第9号ウ、第4項第9号ウ、第5項第8号ウ又は第6項第2号キ(ウ)の更新伐を実施した場合にあつては当該更新伐を実施した年度から起算して5年以内に当該更新伐を実施した区域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の森林整備補助金交付規則の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。